

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 4

◇ 公 告

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】 6

◇ 区 役 所

- 土地収用法の規定による事業認定申請書及び添付書類の写しの縦覧【小倉南区役所総務企画課】 7

北九州市告示第360号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 1029 93	ヘルパーステーション もじっこ	北九州市門司区東門司二丁目3番22号	医療法人眞秋会	令和2年9月1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6907 53	ありす訪問看護八幡西ステーション	北九州市八幡西区藤田一丁目5番21-104号	株式会社Branches	令和2年9月1日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 1029 85	デイサービスもじっこ	北九州市門司区東門司二丁目3番22号	医療法人眞秋会	令和2年9月1日
4070 4055 94	デイサービスヒルズこくら	北九州市小倉北区下到津三丁目5番8号	株式会社いわさき	令和2年9月1日

4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7077 83	スキップ 八幡店	北九州市八幡西区楠橋南三丁目2番12号	有限会社スキップ	令和2年9月1日

5 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7077	スキップ 八幡店	北九州市八幡西区楠橋南三丁目	有限会社スキップ	令和2年9月1日

9 1		2 番 1 2 号		
-----	--	-----------	--	--

北九州市告示第361号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年9月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 3012 56	ヘルパーステーションみどり	北九州市戸畑区 銀座二丁目6番 5号	合同会社緑風会	令和2年8 月31日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4067 7908 26	サクラサク訪問看護リハビリステーション	北九州市小倉北区 宇佐町二丁目 6番9-A棟4 号	株式会社ソーシャルキャピタルファウンデーション	令和2年8 月31日

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4054 87	モスウイング	北九州市小倉北区 高坊二丁目9 番25号	株式会社MOSウイング	令和2年8 月31日

4 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 5056 82	モスウイング	北九州市小倉北区 高坊二丁目9 番25号	株式会社MOSウイング	令和2年8 月31日
4070 7012 08	井筒屋サービス株式会社	北九州市八幡西区 西曲里町3番 1号	井筒屋サービス株式会社	令和2年8 月18日

5 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070	ケアプランセン	北九州市八幡西	合同会社ケア	令和2年8

7070 15	ターほがらか	区中の原一丁目 13番39号	プランセンタ 一ほがらか	月31日
------------	--------	-------------------	-----------------	------

北九州市公告第620号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月7日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

北九南公告第20号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、福岡県知事から市道恒見朽網線新設工事（曾根新田工区・北九州市小倉南区曾根北町地内から同区大字朽網地内まで）及びこれに伴う河川管理施設（管理用通路）付替工事に係る事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、これを公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業の認定について利害関係を有する者は、法第23条第1項の規定により公聴会を開催すべき旨の請求をすること、及び法第25条第1項の規定により福岡県知事に意見書を提出することができる。

令和2年9月7日

北九州市小倉南区長 中本成美

1 起業者の名称

北九州市

2 事業の種類

市道恒見朽網線新設工事（曾根新田工区・北九州市小倉南区曾根北町地内から同区大字朽網地内まで）及びこれに伴う河川管理施設（管理用通路）付替工事

3 起業地

（1） 収用の部分 北九州市小倉南区曾根北町、大字曾根、中曾根東五丁目、中曾根東六丁目、曾根新田北六丁目、曾根新田北七丁目、大字曾根新田及び大字朽網地内

（2） 使用の部分 なし

4 縦覧の場所

北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

5 縦覧期間

この公告の日から令和2年9月23日まで